

三種町過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年9月策定

令和7年3月改訂

秋田県三種町

目 次

1 基本的な事項	1
(1) 三種町の概況	1
①自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
②過疎の状況	3
③社会経済的発展の方向	4
(2) 人口及び産業の推移と動向	4
①人口の推移と今後の見通し	4
②産業構造、各産業別の現況と今後の動向	6
(3) 行財政の状況	7
①行政の状況	7
②財政の状況	8
③施設整備水準等の現況と動向	9
(4) 地域の持続的発展の基本方針	11
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	12
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	13
(7) 計画期間	13
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	13
2 定住・移住・地域間交流の促進、人材育成	14
(1) 現況と問題点	14
①定住・移住・地域間交流の促進	14
②人材の育成	14
(2) その対策	14
①定住・移住・地域間交流の促進	14
②人材の育成	15
(3) 計画	16
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	17
3 産業の振興	18
(1) 現況と問題点	18
①農林業	18
②水産業	20
③商工業	20
④観光・レクリエーション	21

⑤情報通信産業	2 2
(2) その対策	2 2
①農林業	2 2
②水産業	2 3
③商工業	2 3
④観光・レクリエーション	2 3
⑤情報通信産業	2 3
(3) 計画	2 5
(4) 産業振興促進事項	2 9
①産業振興促進区域及び振興すべき業種	2 9
②当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	2 9
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	2 9
4 地域における情報化	3 0
(1) 現況と問題点	3 0
(2) その対策	3 0
(3) 計画	3 1
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	3 2
5 交通施設の整備、交通手段の確保	3 3
(1) 現況と問題点	3 3
①交通施設の整備	3 3
②交通手段の確保	3 3
(2) その対策	3 4
①交通施設の整備	3 4
②交通手段の確保	3 4
(3) 計画	3 6
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	3 8
6 生活環境の整備	3 9
(1) 現況と問題点	3 9
①上下水道	3 9
②廃棄物処理対策	3 9
③公営住宅	4 0
④消防・防災	4 0
(2) その対策	4 0
①上下水道	4 0

②廃棄物処理対策	4 1
③公営住宅	4 1
④消防・防災	4 1
(3) 計画	4 2
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	4 7
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	4 8
(1) 現況と問題点	4 8
①子育て環境の確保	4 8
②高齢者等の保健及び福祉	4 8
(2) その対策	4 9
①子育て環境の確保	4 9
②高齢者等の保健及び福祉	4 9
(3) 計画	5 1
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	5 3
8 医療の確保	5 4
(1) 現況と問題点	5 4
(2) その対策	5 4
(3) 計画	5 5
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	5 5
9 教育の振興	5 6
(1) 現況と問題点	5 6
①学校教育	5 6
②生涯学習・スポーツ	5 6
(2) その対策	5 7
①学校教育	5 7
②生涯学習・スポーツ	5 7
(3) 計画	5 8
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	6 0
10 集落の整備	6 1
(1) 現況と問題点	6 1
(2) その対策	6 1
(3) 計画	6 2
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	6 2

1 1 地域文化の振興等	6 3
(1) 現況と問題点	6 3
(2) その対策	6 3
(3) 計画	6 4
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	6 4
 1 2 再生可能エネルギーの利用の推進	 6 5
(1) 現況と問題点	6 5
(2) その対策	6 5
(3) 計画	6 6
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	6 6
 1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	 6 7
(1) 現況と問題点	6 7
①自然環境の保全及び再生	6 7
②若者活動の推進	6 7
(2) その対策	6 7
①自然環境の保全及び再生	6 7
②若者活動の推進	6 7
(3) 計画	6 8
 過疎地域持続的発展特別事業分（令和 3 年度～令和 7 年度）	 6 9

1 基本的な事項

(1) 三種町の概況

① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

ア 自然的条件

平成18年3月に三町（琴丘町、山本町、八竜町）が合併して誕生した三種町は、秋田県の北西部、山本郡の南端に位置し、東は房住山を境に北秋田郡上小阿仁村と、西は日本海、北は能代市、南は男鹿市、南秋田郡大潟村・八郎潟町・五城目町と接している。

地形は、東部の出羽丘陵から西部の平坦地まで、東から西へゆるやかに傾斜しており、西部には平地が広がり住宅地や耕地が展開し、東部の丘陵地帯は房住山に源を発する三種川とこれに合流する小支川に沿って、集落と耕地が細長く開けている。

地積は、東西約25.7km、南北約20.5kmで247.98km²の面積を有し、このうち、森林が136.22km²と全体面積の54.9%を占め、農用地が23.7%、宅地が2.6%となっている。

地質の形成主体は、河川流域・八郎湖岸の沖積地においては泥砂礫、西部の平坦地では堆積砂層、山地では泥岩となっている。また、土壌類型別にみると、河川流域・八郎湖岸地域では細粒または粗粒グライ土壌、西部地域の大地では強グライ砂土還元型、山地では褐色森林土壌がそれぞれ主体となっており、土性はいずれも埴質土壌または埴土が大部分となっている。

気候は日本海気候区にあり、冬季は西風、それ以外は南東の風が多く、過去10年のデータによると、年平均気温は11.7℃、年間降水量は1,500mm程度、最深積雪は平均40cmである。

イ 歴史的条件

本町は、八郎湖に沿った高台に高石野遺跡、三種川及び鵜川川に沿った古館遺跡、萱刈沢貝塚などの縄文遺跡が点在しており、土笛や土偶といった縄文土器や竪穴状遺構、天然アスファルトの付着した遺物などが発見されており、古代から集落が形成されていたと推測されている。

合併前から過疎地域指定を受けていた琴丘地域（旧琴丘町）は、明治4年7月に秋田県が発足したのに伴い、同年8月の大区小区制によって第三大区第四小区に編入され、明治22年の町村制によって鹿渡村と上岩川村が誕生、昭和7年1月に町制が施行され鹿渡村が鹿渡町となり、昭和30年4月に鹿渡町と上岩川村が合併し琴丘町となっている。町名は、明治天皇が東北巡幸の途上、三倉鼻から八郎潟を望み、これを「琴の湖」と詠んだことから鹿渡

地区の別称である「琴」と、比較的標高が高い位置にあった上岩川を表す「丘」を合わせ「琴丘」としている。

山本地域（旧山本町）は、明治４年８月の大区小区制によって第三大区第四小区に編入され、明治２２年の町村制によって下岩川村、森岳村、金岡村が誕生、昭和３０年４月に下岩川村、森岳村、金岡村が合併し山本村となり、昭和３７年９月に町制施行により山本町となっている。町名は、当時山本郡の村で一番人口が多く、合併後の発展性という見地から「山本」としている。

八竜地域（旧八竜町）は、明治４年８月の大区小区制によって第三大区第四小区に編入され、明治２２年の町村制によって鵜川村と浜口村が誕生、昭和３０年４月に鵜川村と浜口村が合併し八竜村となり、昭和４０年９月に町制施行により八竜町となっている。町名は、両村に八地区あったことから末広りの縁起のよい数字でもある「八」と、八郎潟の干拓により更なる発展を遂げる願いから八郎潟の伝説にちなんで「竜」を用い、これを合わせ「八竜」としている。

その後、奥羽本線開通や国道７号及び秋田自動車道開設などにより、文化・産業の近代化が進められ、山本郡南部に位置する旧三町は、自治体間の交流を深めながら地方自治の振興と発展にそれぞれ取り組み、独自のまちづくりを進めてきた。

そして、平成の大合併といわれる「市町村の合併の特例に関する法律」に基づいた合併機運の高まりを受け、平成１８年３月２０日に三町が合併し、「三種町」が誕生した。

町名である三種は、町の中央を旧三町にまたがり流れる三種川に由来し、「長寿の種」「福祿の種」「楽の種」の三つの種を語源としており、一体感を持ち知恵を出し合い、活力あるまちづくりができるようにという願いが込められている。

ウ 社会的条件

本町は、南北にＪＲ奥羽本線と国道７号がほぼ並行に縦走しており、ＪＲ奥羽本線には町内に４つの駅がある。また、これと並行して秋田自動車道が通っている。町内にはインターチェンジが２箇所、サービスエリアが１箇所設置され、高速道路により首都圏まで直結されている。東西の軸としては、国道１０１号、県道琴丘上小阿仁線が幹線となっており、男鹿半島や大館能代空港及び高速道路のアクセス道として整備が進められ、これらに町道が網目状に連絡され、地域の交通網を形成している。

圏域は、能代市を中心に、行政・文化・教育・経済及び医療施設の充足等、各種各分野において生活圏が拡大している。また、県都秋田市まで５０kmという距離から秋田市への関係も大きくなっている。

今後は、秋田自動車道に接続された日本海沿岸東北自動車道と、平成10年に開港した大館能代空港などの高速交通体系によって、一層生活圏が拡大される方向にある。

エ 経済的条件

本町の経済は、農業が主体となっており、最近は大規模に区画整備された圃場での稲作を主体として、野菜・果樹・畜産等の複合経営を目指している。

経営耕地面積は5,840haで、うち86.5%が水田となっている。また、農家戸数1,770戸のうち24.0%にあたる425戸が専業農家で、近年は専業農家が増加傾向にある。最近では、圃場整備事業による基盤整備が進められており、担い手農家への農地の集積が図られている。

商業は、商店数151店、1店当たりの年間販売小売額は8,213万円となっている。近年は、町内に大型スーパーやコンビニエンスストアが出店し24時間営業が行われるなど、消費者の利便性は向上しているが、依然として交通網の整備、生活価値観の多様化等により圏域中心都市能代市や秋田市及び近隣町村の大型店舗への消費者流出も続いているため、特に小規模な小売店においては経営が伸び悩むなど、地元商店を取り巻く環境は厳しくなる一方である。

工業は、食料品製造業など中心に25事業所あり、年間製品出荷額は62億9,022万円となっている。工業を取り巻く環境は、現在の経済情勢から厳しい状況が強いられており、若年層の就職には厳しい状態になっている。

②過疎の状況

人口流出を防止するために必要な緊急対策を講じることをねらいとした「過疎地域対策緊急措置法」が昭和45年4月に施行され、琴丘地域（旧琴丘町）が適用を受けた。さらに、昭和55年4月に施行された「過疎地域振興特別措置法」及び平成2年4月に施行された「過疎地域活性化特別措置法」、平成12年4月に施行された「過疎地域自立促進特別措置法」も適用を受け、平成22年には三種町全域が過疎地域に指定され現在に至っている。

これまで過疎法の適用を受けながら、社会経済状況の変化を踏まえ、地域住民の最も要望の高い、町道、農林道など交通体系の形成に努めるとともに、農林業の基盤整備などにより経営の近代化を図り、また、地域活動の活性化、連帯意識の高揚及び豊かな人間性を培うものとして、総合運動公園や地域の集会所の建設・修繕を行い、かつ定住機能及び生活環境の向上を図るため、公共交通空白地域の解消や宅地分譲・簡易水道・下水道・農業集落排水施設などの整備にも努めてきた。

このような対策を講じてきたところだが、町の人口は、昭和35年の31,

7 3 3 人をピークに年々減少を続け、令和 2 年国勢調査では 1 5, 2 5 4 人と昭和 3 5 年と比較して 5 1. 9 % の減少となっている。

その原因は出生率の低下や、若年層の県外就職などによる人口流出が主で、中でも 1 5 歳から 2 9 歳までの若年層は、昭和 3 5 年と比較して 8 4. 4 % の減で、若年層の流出が大きな課題となっている。

これまでの施策は、生産機能及び生活環境の向上につながっているものの、ここ 5 年間でも人口の減少傾向に変化が見られず、今後もこの傾向は続くものと予想される。

③社会経済的発展の方向

本町の産業構造を平成 2 7 年国勢調査の産業別就業人口比率でみると、第 1 次産業が 1 9. 9 %、第 2 次産業が 2 5. 3 %、第 3 次産業が 5 3. 4 % となっており、昭和 3 5 年国勢調査との比較で、第 1 次産業が 5 4. 5 ポイントも減少しているように、産業構造は大きく変容してきている。

とはいえ、近年は専業農家が増加傾向にあり、また経営耕地面積も大幅な減少傾向を示していないことから、現在も町の基幹産業は農業であるといえる。

しかし、従事者の高齢化と担い手不足に加え、米政策の見直しや国際通商協定の発効等による産地間競争の激化もあり、農業を取り巻く環境は一層厳しいものとなっているため、「競争力の高い経営体の育成」や「複合型生産構造への転換」に向けた取り組みを強化するとともに、ロボット技術や I C T を活用したスマート農業など「次世代型農業」を推進し、魅力ある生産体制を目指していく必要がある。

地域の活力が失われつつある中、農業をはじめ各産業へバランスよく支援を実施し雇用創出を図りながら、住環境への支援による若年層の定住促進や、交流・関係人口を移住や起業に結び付ける施策などを進め、地域の活性化を図っていくことで、持続的な発展を目指す。

また、風況条件の良さから、本町沖に洋上風力発電施設の建設が予定されており、主要施策と位置付けている秋田県との調整や情報共有を図りながら、地域経済へ好影響を及ぼす取り組みを展開する必要がある。

(2)人口及び産業の推移と動向

①人口の推移と今後の見通し

町の人口は、令和 2 年国勢調査では 1 5, 2 5 4 人で、昭和 3 5 年からの推移をみると、5 1. 9 % の減少率となっている。昭和 5 0 年から平成 2 年

までは減少率が鈍化した、近年は再び減少率が高くなってきている状況にある。

年齢階級別では、昭和35年から令和2年の比較で、0歳～14歳の年少人口が90.2%の減少率となった一方、これとは対照的に65歳以上の高齢者人口は331.5%の増加率となり、少子高齢化に歯止めがかからない状況が続いている。

「(一社)持続可能な地域社会総合研究所」の推計によると、今後も人口減少と少子高齢化は続くものと想定され、人口構成の歪みは益々大きくなるものと予測される。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 31,733	人 26,553	% ▲16.3	人 24,151	% ▲9.0	人 20,438	% ▲15.4	人 15,254	% ▲25.4
0歳～14歳	11,935	6,027	▲49.5	4,222	▲29.9	2,355	▲44.2	1,167	▲50.4
15歳～64歳	18,191	17,930	▲1.4	15,691	▲12.5	11,842	▲24.5	7,151	▲39.6
うち 15歳～ 29歳(a)	7,143	5,844	▲18.2	3,472	▲40.6	2,484	▲28.5	1,117	▲55.0
65歳以上(b)	1,607	2,596	61.5	4,238	63.2	6,241	47.3	6,935	11.1
(a)/総数 若年者比率	% 22.5	% 22.0	—	% 14.4	—	% 12.2	—	% 7.3	—
(b)/総数 高齢者比率	% 5.1	% 9.8	—	% 17.5	—	% 30.5	—	% 45.5	—

※ 総数には年齢不詳を含む。

表1-1(2) 人口の見通し(住民基本台帳ベース)

区 分	令和7年	令和12年		令和17年		令和22年		令和27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 14,163	人 12,330	% ▲12.9	人 10,571	% ▲14.3	人 8,886	% ▲15.9	人 7,342	% ▲17.4
0歳～14歳	918	672	▲26.9	495	▲26.3	371	▲25.1	285	▲23.2
15歳～64歳	6,283	5,124	▲18.4	4,201	▲18.0	3,332	▲20.7	2,568	▲22.9
うち 15歳～ 29歳(a)	1,075	848	▲21.1	666	▲21.5	500	▲24.9	367	▲26.6
65歳以上(b)	6,962	6,534	▲6.1	5,875	▲10.1	5,183	▲11.8	4,489	▲13.4
(a)/総数 若年者比率	% 7.6	% 6.9	—	% 6.3	—	% 5.6	—	% 3.9	—
(b)/総数 高齢者比率	% 49.2	% 53.0	—	% 55.6	—	% 58.3	—	% 61.1	—

※ 一般社団法人 持続可能な地域社会総合研究所 地域人口分析より

②産業構造、各産業別の現況と今後の動向

人口減と比例して、就業者数も年々減少の一途をたどっており、昭和35年の15,423人が、平成27年には8,386人と大幅に減少している。また、産業別の人口比率では、第1次産業の割合が大幅に低下し、第3次産業が増加している。

第1次産業において、農家数をみると、平成2年には3,331戸であったものが、平成27年には1,770戸となり、1,561戸減少しているが、一方で専業農家は112戸増加している。

さらに、耕地面積別農家数では、1.0ha未満の農家数が平成2年の1,146戸から平成27年には248戸に激減した一方で、5.0ha以上の農家数は増加の傾向にある。

これらのことから、基盤整備や農業機械の大型化、合理化により農業規模が拡大されてきていることに伴い、農家の専門化が進み、小規模農家に関しては、高齢化や後継者不足によって他産業への就業が進んだものと考えられる。

第2次産業は、地方経済の停滞や後継者不足等により建設業や製造業を取り巻く環境が厳しさを増している。就業人口比率も平成に入り減少に転じており、雇用を促進する施策が必要となっている。

第3次産業は、就業人口比率が年々大きくなっているが、これは介護関連施設の開業によるところが大きく、今後もさらなる需要が予想されることから、従事者確保に努める必要がある。

表1-1(3) 産業別人口の動向(国勢調査)

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 15,423	人 13,799	% ▲10.5	人 12,641	% ▲8.4	人 10,233	% ▲19.0	人 8,386	% ▲18.0
第1次産業 就業人口比率	% 74.4	% 52.1	—	% 30.6	—	% 22.2	—	% 19.9	—
第2次産業 就業人口比率	% 8.9	% 20.9	—	% 33.4	—	% 29.6	—	% 25.3	—
第3次産業 就業人口比率	% 16.7	% 27.0	—	% 36.0	—	% 48.2	—	% 53.4	—

※ 総数には分類不能を含む。

(3) 行財政の状況

① 行政の状況

行政組織については、平成１８年に三町による合併後、近年の急激な社会情勢の変化を踏まえ、地方分権や行政需要の増加への対応、職員の資質向上研修の実施、執行体制の適正化など、その都度、組織の機構改革を図ってきた。

今後、行政需要は益々増大するものと予想され、また目まぐるしい社会変化に対応するため、一層の事務の複雑化・専門化が進むものと想定される。限られた財源と職員数で最大の効果が発揮できるよう、行政評価制度による組織と事務事業の見直しや、政策を立案・実施する職員の能力向上を図るほか、民間委託やＩＣＴ技術活用による行政サービスの向上に取り組む必要がある。

広域行政については、能代市を中心とした三種町、八峰町、藤里町の１市３町で構成される能代山本広域市町村圏組合に属しており、構成市町で表１－２（１）にある事務を共同で行っている。

表１－２（１） 能代山本広域市町村圏組合で共同処理する事務

事務事業名	関係市町名
基金運用益活用による圏域振興事業に関すること	能代市、三種町、八峰町、藤里町
特別養護老人ホームに関すること	能代市、三種町、八峰町、藤里町
高齢者交流センターに関すること	能代市、三種町、八峰町、藤里町
広域交流センターに関すること	能代市、三種町、八峰町、藤里町
職員の共同研修に関すること	能代市、三種町、八峰町、藤里町
救急医療対策に関すること	能代市、三種町、八峰町、藤里町
スポーツリゾートセンターに関すること	能代市、三種町、八峰町、藤里町
介護認定審査会に関すること	能代市、三種町、八峰町、藤里町
ごみ焼却施設に関すること	能代市、三種町、八峰町、藤里町
粗大ごみ処理施設に関すること	能代市、三種町、八峰町
し尿処理施設に関すること	能代市、三種町、八峰町、藤里町
消防（常備）及び救急業務に関すること	能代市、三種町、八峰町、藤里町

②財政の状況

国の直近の財政状況を見ると、新型コロナウイルス感染拡大により、これまで経験したことのない国難というべき局面に直面し、極めて厳しい状況にある。この状況下において、政府は、国民が安全安心を実感できる社会となるよう全力を尽くしていくとしている。

本町では、「三種町行財政改革推進計画」及び「三種町行財政改革大綱」による取り組みを実施してきたことにより、令和元年度の実質公債費比率は7.5%と良好な状況であるものの、新型コロナウイルス感染症の影響による経済環境の悪化や人口減少等による地方税の減収、地方交付税の一本算定による減少等、歳入面において厳しい状況となることが予想される。また、歳入全体で大きな割合を占めている地方交付税が、46.2%となっているものの、自主財源の主体となる地方税の割合が13.6%と低い状態にあり、依然として地方交付税への依存度は高くなっている。

歳出では、これまで、投資的経費の抑制による公債費の削減や、定員管理計画による人件費の削減に取り組んできたが、少子高齢化による社会保障関連経費や老朽施設の維持管理費等の増加が課題となっている。

今後は、縮減する財源対策として、より有利な財源の確保に努め、重点施策への優先的な配分など計画的・効率的な財政運営を行い、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図っていかねばならない。

こうしたことから、過疎地域持続的発展対策においても、計画的に事業を推進し、効率的な取り組みを実施していくことが求められる。

表 1－2（２） 財政の状況

（単位：千円）

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	11,080,469	11,463,279	10,688,775
一般財源	7,263,457	8,242,874	7,468,724
国庫支出金	1,149,949	942,034	670,900
都道府県支出金	767,536	1,050,228	829,488
地方債	788,200	1,092,000	1,285,500
うち過疎対策事業債	41,600	402,600	190,400
その他	1,111,327	136,143	434,163
歳出総額 B	10,768,051	11,173,025	10,500,281
義務的経費	4,401,926	4,089,089	3,798,413
投資的経費	915,821	1,292,820	1,468,834
うち普通建設事業	835,663	1,137,992	1,435,166
その他	5,450,304	5,791,116	5,233,034
過疎対策事業費	142,829	663,285	237,466
歳入歳出差引額 C (A－B)	312,418	290,254	188,494
翌年度へ繰越すべき財源 D	168,498	47,570	17,882
実質収支 C－D	143,920	242,684	170,612
財政力指数	0.27	0.25	0.25
公債費負担比率	17.9%	13.6%	13.7%
実質公債比率	21.6%	9.7%	7.5%
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	81.5%	82.3%	92.5%
将来負担比率	107.2	13.4%	—
地方債現在高	11,360,672	10,457,345	10,222,329

③施設整備水準等の現況と動向

町道については、幹線道路や集落内生活道路の整備を計画的に進めた結果、改良率 74.2%、舗装率 74.3%となっており、整備は着実に進行している。今後も舗装個別施設計画に基づく舗装の整備や通学路・安全施設等を中心に整備を促進していく必要がある。

橋りょうは、長寿命化計画に沿って補修を進めており、今後も着実に実施していく必要がある。

農業の基盤整備については、大区画圃場整備などを進め作業の効率化、低コスト化、高品質化など経営の安定及び農地の保全に努めてきている。

観光レクリエーションについては、多様化するニーズに対応するため、琴丘地域において房住山及び羽根川ダム周辺の整備、八竜地域においては釜谷浜海水浴場、砂丘温泉、山本地域においては、森岳温泉、石倉山公園、惣三郎沼公園周辺の整備を図ってきた。今後は、施設を活用した施策の充実や交

流人口の増加を推進していく必要がある。

生活環境の整備については、上下水道施設の普及を積極的に推進し、水道施設は普及率 73.9%、水洗化率は 71.2%となっているが、今後も普及率の向上に努めていく必要がある。

教育文化施設については、小中学校の耐震化や屋外運動場の大規模改修、W i - F i 環境の整備等を行い、今後も教室のエアコン設置等、更なる教育環境の向上を図っていく。

文化・スポーツ振興の拠点施設としては、総合運動公園や土床体育館、文化館等が整備されているが、経年劣化等への対応が必要となっている。

また、各集落の拠点となる集会施設の修繕への支援を実施し、集落活動の活性化と連帯意識の高揚を図っている。

表 1 - 2 (3) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市町村道 改良率 (%)	46.7	56.3	65.5	73.8	74.2
舗装率 (%)	26.0	52.5	63.3	73.9	74.3
農道 延長 (m)	—	—	—	41,806	41,882
耕地 1 ha 当たりの農道延長 (m)	26.9	25.2	26.4	—	—
林道 延長 (m)	—	—	—	95,585	97,696
林野 1 ha 当たりの林道延長 (m)	4.4	5.9	10.0	—	—
水道普及率 (%)	50.5	53.9	68.5	74.0	73.9
水洗化率 (%)	0	0	24.2	57.2	71.2
人口千人当たり病院、診療所の 病床数 (床)	92	4	4	7	9

(4) 地域の持続的発展の基本方針

近年の激変する社会環境の中で、人口減少や少子高齢化はさらに深刻化すると見込まれている。

本町が、持続可能なまちであり続けるため、地域資源を最大限活用し、産業や経済、地域の魅力向上に取り組み、住み続けたいまちを創造していく必要がある。

令和3年3月に策定した町の最上位計画「三種町みらい創造プラン」では、まちづくりの基本理念を次のとおり定めている。

- I 新たな時代を担う人々がいきいきと躍動し、賑わいあふれるまちづくり
- II 先端技術を導入し、効率的で効果的に攻める産業振興のまちづくり
- III 多様な環境の変化に対応できる地域支え合いのまちづくり

この基本理念を基に、

「人・地域がつながり、元気を未来へつなぐまち

～住み続けたいまちを創造～」

を将来像に掲げ、次の5つの基本政策により、持続可能な地域づくりを推進することとしている。

①若者の定住促進と賑わいのあるまち〔定住・賑わい〕

人口減少が加速する中でも、特に若年層の町外流出が顕著なことから、居住、就業、結婚等に関する施策により、若者世代や子育て世代の定住やふるさと回帰を促進するとともに、観光資源の充実と交流人口の拡大により賑わいの創出に努める。

②地元で安心して働ける雇用を創るまち〔産業・雇用〕

基幹産業の農業の担い手不足が深刻であることから、複合経営の促進やスマート農業導入の推進により、魅力ある農業への変革を目指し、担い手の確保を図る。

また、個人や中小企業の経営者がチャレンジしやすい環境をつくり、事業拡大や起業の促進を図る。

③誰もが健やかでいきいきと暮らせるまち〔子育て・健康・福祉〕

安心して出産でき、子供が家庭や地域に温かく見守られながら、健やかに成長できるよう、行政や地域、関係団体等が連携して子育てを支援するとともに、子育ての相談や情報交換ができる場の整備に努める。

また、誰もが住み慣れた地域で健やかに生活できるよう、健康意識の啓発と疾病予防、健康寿命延伸に取り組む。

④誰もが生涯にわたり学び心豊かに暮らせるまち〔教育・文化〕

町の将来を担う子どもたちの個性と創造力を伸ばし、健やかに成長できる環境を整えるため、小中学校の再編事業を進めるとともに、地域行事への参加やふるさと学習の機会の充実を図り、郷土への愛着や関心を育む。

また、生涯学習等の成果を地域や社会の中で活かす機会を作る。

⑤地域で支え合う安全安心なまち〔地域・防災・生活環境〕

住民主体による地域課題の解決や支え合い活動を推進し、自主防災組織や自治会同士の活動の連携、住民有志による共助組織の立ち上げ等を支援する。

三種町過疎地域持続的発展計画においては、上述の三種町みらい創造プランと秋田県過疎地域持続的発展方針との整合性を図りながら、公共施設や生産基盤の整備と利活用を推進するとともに、過疎地域持続的発展特別事業を活用したソフト事業の充実により、地域活力の更なる向上に取り組み、持続可能な地域社会の形成を目指していく。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

人口に関する目標

成果指標	現状値（R 1）	目標値（R 7）
出生数	46 人	60 人
定住・移住対策事業による定住・移住者数（累計）	4 人（2 世帯）	85 人（35 世帯）

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の評価は、地域住民や産業・福祉・教育など幅広い分野から選出される委員で組織する「三種町みらい創造プラン等審議会」において、毎年度7月頃行い、評価結果については議会に報告するとともに、町ホームページで公表する。

また、PDCAサイクルの徹底により、必要に応じて評価結果を計画の見直しに活用する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

三種町公共施設等総合管理計画では、公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削減を図るため、以下の基本的な方針を定めており、三種町過疎地域持続的発展計画においても、この方針に適合している。

- ・長寿命化、維持補修などを適正に行い、既存施設の有効活用を図る。
- ・新規建設は原則行わないが、必要な場合は、中長期的な総量規制の範囲内で費用対効果を考慮して行う。
- ・施設更新の際は、施設の統合・複合化や遊休施設の活用等により、機能を維持しつつ施設総量を縮減する。
- ・利用率や将来的需要見込みによっては、運営の見直しを行い、統廃合も検討する。

2 定住・移住・地域間交流の促進、人材育成

本町は、人口減少や少子高齢化が加速しており、地域の活気が失われつつあることから、過疎化の抑制と地域の活性化を図るため、若者の定住やふるさと回帰を促進し、併せて地域を支える人材の育成も支援する。

また、観光施策や移住体験ツアー等のほか、関係団体との連携により、交流・関係人口を創出し、他地域からの新たな人の流れによる地域間交流と本町への移住を促進する。

(1) 現況と問題点

① 定住・移住・地域間交流の促進

本町では、10歳代後半から20歳代の若者の転出の割合が高く、その中でも特に女性の割合が高くなっている。この転出は就学を理由としているケースが多いことから、卒業後にふるさと回帰しやすい環境を整える必要がある。

定住・移住の促進としては、これまで定住奨励金や空き家バンクをはじめとした施策を展開してきたが、大きな効果が得られていない状況であるため、新たな施策も必要になっている。

地域間交流については、恵まれた自然資源や食材など地域の特性を活かした体験型交流や、スポーツ文化合宿誘致等による滞在型交流、ふるさと会との交流等を実施してきているが、これらの交流が移住につながる取り組みを推進する必要がある。

② 人材の育成

集落を単位とした自治会は、地域の課題解決やコミュニティ活動の中心を担ってきたが、人口減少や少子高齢化の進行、価値観の多様化がもたらす地域への帰属意識の低下等により、自治会組織が脆弱になっている集落が見受けられるようになっており、リーダーとなりうる人材の育成が求められている。

(2) その対策

① 定住・移住・地域間交流の促進

・定住・移住希望者へのきめ細かな相談体制と、総合的な受入体制充実に努

める。

- ・住宅の新築や中古住宅の購入、住宅リフォームへの助成制度、結婚支援事業等により、特に若者世代や子育て世代の定住や移住、ふるさと回帰を図る。
- ・空き家バンク制度により、定住・移住の促進と空き家の有効活用を図る。
- ・就学による転出者のふるさと回帰を図り、就業に関する情報提供や奨学金助成制度を実施する。
- ・体験型や滞在型の交流等を推進することにより、交流・関係人口の創出を図る。
- ・起業等を視野に入れた移住希望者を対象に移住体験ツアーを実施し、起業支援やフォローアップを行うことで移住につなげる取り組みを実施する。
- ・県北や能代山本圏域の市町村による合同移住フェアの開催により、課題を共有する過疎地域が一体となった取り組みを実施する。
- ・SNS等を活用した情報発信により、町の魅力発信を強化する。

②人材の育成

- ・県のリーダー研修等への参加を促進し、また町でも自治会運営のアドバイスを行うなどし、地域の核となりうる人材の育成を目指すとともに、自治会組織の存続や自治会同士の連携を支援する。
- ・地域おこし協力隊や移住者など他地域からの人材と地域がつながることによる潜在的な人材の掘り起こしを促進する。

成果指標	現状値（R 1）	目標値（R 7）
定住・移住対策事業による定住・移住者数（累計）	4 人（2 世帯）	85 人（35 世帯）
結婚支援事業活用成婚数（累計）	2 組	5 組
奨学金返還助成制度利用者数（累計）	5 人（H30～R1）	10 人

(3) 計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 定住・移住 ・地域間交流の 促進、人材育成	(1) 定住・移住			
	(2) 地域間交流			
	(3) 人材育成			
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・ 定住・移住	・ 住宅取得支援事業 ① 事業の必要性 人口減少が加速化する中、若者世代や子育て世代の地元定着が課題となっていることから、住宅取得を後押しする施策が必要である。 ② 具体の事業内容 新築住宅及び中古住宅を取得する者に、取得費用の一部を助成する。 ③ 事業効果 町の将来を担う若者世代や子育て世代の定住や移住が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 ・ 住宅リフォーム助成事業 ① 事業の必要性 高齢化等に伴い、住宅の老朽化が進んできており、町民の居住環境向上を図る必要がある。 ② 具体の事業内容 町内業者により住宅のリフォーム工事を行った場合に、費用の一部を助成する。 ③ 事業効果 町民の居住環境の向上のみならず、親世代との同居等による若者やＵターン希望者の定住が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	三種町	
			三種町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	・ 地域間交流 ・ 人材育成 ・ その他 ・ 基金積立 (5) その他	・ 定住移住支援委託事業 ・ 結婚祝金事業 ・ 出会い創出事業費補助事業 ・ 縁結びサポーター事業 ・ 奨学金返還助成事業	三種町 三種町 三種町 三種町 三種町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「定住・移住・地域間交流の促進、人材育成」に係る施設の整備等については、三種町公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

3 産業の振興

産業の振興は、町民の豊かさを高め、町の持続的な発展を支える基盤になると同時に、若年層などの定住を促進するうえでも重要な要件である。

そのため、豊かな自然環境との調和に重点を置き、地域資源を活かした産業の活性化でまちづくりを進めるとともに、既存産業の振興に加え、新規産業の参入や起業の促進、ICTの導入を図りながら、第一次産業から第三次産業にわたって相乗効果のある活力ある地域づくりと雇用の創出を目指していく。

また、産業振興全般において、県、他市町村、各種団体と情報共有を図りながら、連携して進めていくものとする。

(1) 現況と問題点

① 農林業

町の基幹産業である農業は、稲作を中心にじゅんさいやメロン、アスパラガス、ネギなどが盛んで、地域経済を支えてきたが、市場開放や産地間競争の激化で活力は低下してきている。また、農業所得の大幅な減少、農業従事者の高齢化・後継者不足、耕作放棄地の増大など、農村が抱える問題は多くなっており、時代を担う若い農業者の確保・育成のため、就農啓発から経営安定までの支援体制の強化による、将来を見据えた対応が緊急かつ重要になっている。

町の農家数は平成27年で1,770戸と年々減少が進んでいるが、こうした中で、優良農地の確保及び営農団体や個人農家の育成を図るために、基盤整備事業等により大区画圃場の整備を促進していることもあり、経営規模が5.0ha以上の専業農家が増加傾向にある。

畜産においては、乳牛や肉牛、馬の飼育のほか、養豚・養鶏が行われている。町では放牧場を運営し、共同作業を通して効率的な作業を行い、畜産農家の経営安定を図っているが、高齢化・後継者不足による担い手の確保が課題となっている。また、地域の生活環境に配慮した循環型経営を推進する必要がある。

林業は、近年価格の安い輸入木材などの影響による国内木製品の採算性の低下と、林業労働者や森林所有者の高齢化等による担い手不足が課題となっている。

表 2－1 農家の状況（農林業センサス）

区 分	農家数（戸）				農家人口（人）	
	総 数	専 業	第 1 種 兼業農家	第 2 種 兼業農家	総 数	農業 就業者数
平成 2 年	3,331	313	815	1,846	15,000	4,564
平成 7 年	3,039	253	746	1,686	13,208	3,682
平成 1 2 年	2,723	257	502	1,664	11,724	3,387
平成 1 7 年	2,507	316	434	1,334	9,953	3,105
平成 2 2 年	2,136	398	340	923	6,450	2,664
平成 2 7 年	1,770	425	248	655	4,611	1,922

表 2－2 年齢別農業従事者数（農林業センサス）（単位：人）

区 分	総 数	16～29 歳	30～59 歳	60～64 歳	65 歳以上
平成 2 2 年	2,664	151	613	370	1,530
平成 2 7 年	1,922	28	345	322	1,227

表 2－3 経営耕地面積別農家数（農林業センサス）（単位：人）

区 分	1.0ha 未満	1.0～1.9ha	2.0～2.9ha	3.0～4.9ha	5.0ha 以上
平成 2 年	1,146	839	621	538	183
平成 7 年	1,041	770	529	478	217
平成 1 2 年	888	695	464	404	269
平成 1 7 年	505	601	364	378	253
平成 2 2 年	342	434	291	308	286
平成 2 7 年	248	313	246	239	282

表 2－4 林野面積・蓄積量（秋田県林業統計）

区 分	総 数 (ha)	国有林 (ha)	民有林 (ha)	蓄 積 (m³)		
				総 数	針葉樹	広葉樹
平成 2 年	13,606	2,534	11,072	1,527,161	1,188,757	338,404
平成 7 年	13,612	2,505	11,107	1,852,306	1,486,102	366,204
平成 1 2 年	13,411	2,483	10,928	2,108,331	1,727,668	380,663
平成 1 7 年	13,350	2,486	10,864	2,393,314	2,029,620	363,694
平成 2 6 年	13,400	2,423	10,977	2,916,137	2,544,257	371,880
令和元年	13,425	2,545	10,881	3,121,673	2,753,274	368,399

②水産業

本町は、日本海と八郎湖に面しており、沿岸漁業と内水面漁業が行われているが、後継者不足や高齢化から、経営体数・就業者数ともに減少傾向にある。

沿岸漁業については、平成元年度から平成１５年度にかけて漁礁を設置し、魚介類の生育環境づくりに努めてきたが、海底の地形変化などにより、依然水産資源の減少が懸念されていることから、今後も漁場の保全が必要となっている。

内水面漁業については、わかさぎ卵・うなぎ稚魚放流事業への助成等を行い、水産資源確保・拡大に努めているが、外来魚の食害により在来魚の生育に影響が生じていることが懸念されている。

表２－５ 自営漁業の経営体数（漁業センサス）

区 分	経 営 体 数				就業者数 (人)
	総 数	専 業	自営漁業が主	自営漁業が従	
平成５年	39	1	3	35	61
平成１０年	51	1	2	48	64
平成１５年	24	0	3	21	32
平成２０年	36	9	4	23	44
平成２５年	29	8	7	14	31
平成３０年	21	5	5	11	24

③商工業

本町の商業は、平成２８年で商店数１５１店、従業者数７２０人、年間販売額１２４億２００万円で、いずれも減少傾向にある。

町では、住民ニーズに応じた利便性を考慮しながら、魅力的な商業核の形成を目指し、地元商工会との密接な連携を基に商工業者による組織の充実強化、共同事業等の推進などを図り、振興策を講じてきた。

しかし、大型店舗やコンビニエンスストア、ドラッグストア等の進出により、既存の商店を取り巻く環境は、非常に厳しい状況にある。

一方で、利便性の高い複合型商業施設に対するニーズは高まっており、地元雇用にも大きな効果が期待できることから、既存の商店と大型店が共存できる体制が求められている。

工業は、平成３０年で２５事業所、従業員数５４０人、製造品出荷額６２億９，０２２万円で、いずれも減少の一途をたどっている。

事業所は、工業導入団地に製造業を中心として、ある程度の企業が集積し、

その他町内に点在しているが、経営内容は厳しい状況にあることから、中小企業への経営支援や企業誘致など、地域の資源・人材・資金を活用した産業振興が求められている。

町では、地域雇用創出事業や資格取得支援事業等により、雇用の促進や人材の育成につながる施策を行ってきているが、商工業の状況は厳しさが増していることから、継続的かつ積極的な産業振興策を講じていく必要がある。

表 2－6 商業の推移（商業統計、経済センサス）（単位：店、人、万円）

年 次	商店数	従業員数	年間販売額	1店当たり販売額
昭和60年	417	1,129	1,465,168	3,513
平成3年	372	1,096	1,511,722	4,063
平成9年	313	1,085	1,774,397	5,669
平成14年	266	1,003	1,416,500	5,325
平成17年	259	983	1,255,000	4,845
平成19年	225	986	1,312,038	5,831
平成26年	138	710	1,290,800	9,353
平成28年	151	720	1,240,200	8,213

表 2－7 工業の推移（工業統計）（単位：事業所、人、万円）

年 次	事業所数	従業員数	製造品出荷額
昭和60年	61	1,641	1,017,489
平成2年	72	1,916	1,323,085
平成7年	76	1,768	1,241,625
平成12年	62	1,273	1,028,332
平成17年	47	1,023	1,008,777
平成20年	42	1,011	841,844
平成25年	28	694	806,877
平成30年	25	540	629,022

④観光・レクリエーション

観光については、美しい景観や積極的な保全活動が評価され、日本快水浴場百選に認定されている釜谷浜海水浴場をはじめ、森岳温泉や砂丘温泉などの温泉資源、豊かな自然が残る房住山や羽根川ダム、石倉山などの森林資源など、多様な観光資源に恵まれ、四季を通じて様々なイベントが開催されて

いる。特に釜谷浜でのサンドクラフトや森岳温泉夏まつりは、町内外から多くの観光客が訪れる観光の柱となっているが、単発的な誘客になっている傾向があり、年間を通して観光客を呼び込むことが課題となっている。

また、森岳温泉は温泉街のホテルや飲食店の廃業、閉店により、空き店舗が増加していることから、賑わい創出を図る必要がある。

近年の観光レクリエーションの傾向を見ると、心身の健康に対する関心の高まりなどにより、ニーズは多様化してきている。町ではスポーツ文化合宿の誘致等により、滞在型交流人口拡大に一定の成果が出始めているが、受け入れ体制の更なる充実が求められている。

能代山本地域の広域的な観光としては、地域連携DMO「あきた白神ツーリズム」により、世界自然遺産の白神山地を核としたインバウンド誘客を推進しており、アフターコロナに向け、多様な観光客受け入れの準備を進める必要がある。

また、国内有数の生産量を誇るじゅんさいをはじめ、メロン・梅・そら豆などを活かした特産品と観光を一体化させた取り組みにより、誘客につなげていくことが求められている。

⑤情報通信産業

町内全域で高速インターネットが利用できる環境が整っており、携帯電話通信網もほぼ全域で高速通信が可能となっている。

今後は、最新技術の情報提供やノウハウの共有を行い、各種産業においてICTやIoTを活用する取り組みが必要となっている。

(2) その対策

①農林業

- ・引き続き国・県・各種団体と連携しながら、農地の基盤整備を推進し、優良農地の確保に努め、担い手として認定農業者や集落営農組織、農業生産法人等の育成に努める。
- ・資源の有効活用や価格変動、自然災害によるリスク分散の観点から、複数作物の組み合わせによる複合経営を促進する。
- ・人手不足を解消するため、ロボット技術やICTを活用したスマート農業の導入を推進するとともに、スマート農業を先導する経営感覚を持った人材を育成し、魅力ある農業への変革を目指す。
- ・地産地消や特産品開発を推進するため、農業生産法人や女性グループ等による農林水産物の直売所運営や6次産業化の活動を支援する。

- ・森林経営管理制度に基づき、森林環境譲与税を活用した、山林の適正管理を促進する。
- ・ツキノワグマ・イノシシ・ニホンジカ等有害鳥獣による農作物の被害防止に努める。

②水産業

- ・わかさぎ卵・うなぎ稚魚放流事業への助成等により、水産資源確保・拡大に努める。

③商工業

- ・商工会や異業種分野の団体等と連携しながら、地域商業の活性化を図る。
- ・地域振興商品券の発行や住宅リフォーム助成事業等により、商工業の振興を図る。
- ・中小企業への融資資金の利子補給を実施し、事業経営の安定化を図る。
- ・地域雇用創出推進事業等により、中小企業の新規雇用や設備投資を促進する。
- ・資格取得支援事業により、職業能力の開発や向上を支援する。
- ・ＣＣＳプラントの誘致や、洋上風力発電に関わる企業の誘致を積極的に行い、地元雇用に結びつくよう働きかけを行う。

④観光・レクリエーション

- ・地域活性化イベントの継続的な開催により、更なる交流人口拡大を目指す。
- ・ピーク時に比べ衰退が進んでいる森岳温泉街への新規出店を促すなど、観光資源の有効活用による賑わい創出に取り組む。
- ・自然や農業など豊富な地域資源を生かした体験型観光や、スポーツ文化合宿の誘致を推進し、滞在型交流人口拡大と受け入れ体制の充実に取り組む。
- ・能代山本地域連携DMO「あきた白神ツーリズム」によるインバウンド需要を見据え、人材育成等受け入れ態勢の整備を行う。
- ・特産品イベント、ＥＣサイト、ふるさと納税等を通じ、豊富な地場産品と地域観光資源を一体的に広くＰＲする。
- ・ＳＮＳを活用した町の情報発信の強化に努める。
- ・宿泊施設受入体制整備事業や地域雇用創出推進事業等により、魅力ある宿泊事業の展開を促進する。

⑤情報通信産業

- ・町内全域で高速情報通信網が整備されていることから、起業支援等により

情報通信産業の進出を促進する。

- ・ 本町の基幹産業である農業をはじめとした各産業が新たな技術を活用できる環境づくりに努め、S o c i e t y 5 . 0 の実現を目指す。

成果指標	現状値（R 1）	目標値（R 7）
農業法人数（累計）	17 法人	20 法人
担い手確保、育成者数（累計）	683 人	653 人
新規雇用奨励事業利用者数（累計）	12 人	50 人
起業件数（累計）	実績なし ※4 件（H27～H30）	5 件
企業誘致件数（累計）	実績なし	2 件
町内宿泊施設宿泊者数（単年）	12, 000 人	15, 000 人
交流人口数（単年）	1, 070, 000 人	1, 170, 000 人

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備 ・ 農業	・ 経営体育成基盤整備事業 (芦崎地区)	秋田県	負担金
		・ 農地中間管理機構関連圃場整備事業 (扇田谷地地区)	秋田県	負担金
		・ 農地中間管理機構関連圃場整備事業 (赤川地区)	秋田県	負担金
		・ 基幹水利ストックマネジメント事業 (鵜川地区)	秋田県	負担金
		・ 基幹水利ストックマネジメント事業 (浅内南部地区)	秋田県	負担金
		・ 基幹水利ストックマネジメント事業 (浅内南部2期地区)	秋田県	負担金
		・ 基幹水利ストックマネジメント事業 (浜田地区)	秋田県	負担金
		・ 基幹水利ストックマネジメント事業 (泉八日地区)	秋田県	負担金
		・ 基幹水利ストックマネジメント事業 (安戸六地区)	秋田県	負担金
		・ 基幹水利ストックマネジメント事業 (羽立地区)	秋田県	負担金
		・ ため池等整備事業 (お堂堤地区)	秋田県	負担金
		・ ため池等整備事業 (小堤地区)	秋田県	負担金
		・ ため池等整備事業 (長信田地区)	秋田県	負担金
		・ ため池等整備事業 (山谷沢見地区)	秋田県	負担金
		・ ため池等整備事業 (砂子沢地区)	秋田県	負担金
		・ 湛水防除事業 (琴丘北地区)	秋田県	負担金
		・ 湛水防除事業 (琴丘南地区)	秋田県	負担金
		・ 湛水防除事業 (久米岡地区)	秋田県	負担金
		・ 湛水防除事業 (富岡地区)	秋田県	負担金

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	・ 林業 ・ 水産業	・ 湛水防除事業 (赤沼地区) ・ 草地畜産基盤整備事業 ・ 森林経営管理事業	秋田県	負担金
	(2) 漁港施設		農業公社 三種町	負担金
	(3) 経営近代化施設 ・ 農業 ・ 林業 ・ 水産業			
	(4) 地場産業の振興 ・ 技能習得施設 ・ 試験研究施設 ・ 生産施設 ・ 加工施設 ・ 流通販売施設			
	(5) 企業誘致			
	(6) 起業の促進			
	(7) 商業 ・ 共同利用施設 ・ その他			
	(8) 情報通信産業			
	(9) 観光又はレクリエーション	・ 釜谷浜海水浴場整備事業 ・ 石倉山キャンプ場整備事業 ・ サンバリオ改修事業	三種町 三種町 三種町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 ・ 第1次産業 ・ 商工業・6次産業化 ・ 情報通信産業			

[illegible]

(4) 産業振興促進事項

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間
三種町全域	・ 製造業 ・ 情報サービス業等 ・ 農林水産物等販売業 ・ 旅館業	令和３年４月１日～ 令和８年３月３１日

② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)その対策及び(3)計画のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

「産業の振興」に係る施設の整備等については、三種町公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

産業系施設については、産業振興に寄与する施設の役割を踏まえ、長寿命化を検討する。

観光・レクリエーション系施設については、観光振興の観点から、維持管理を計画的に実施し、必要に応じて改修するが、休止している施設については解体を進める。

公共温泉施設については、集客が見込める施設であることから、維持管理を計画的に実施し、必要に応じて改修する。

4 地域における情報化

高度情報化社会の発展による情報通信インフラの高速・大容量化や、スマートフォン・パソコン・タブレット端末等の普及率の上昇により、情報通信技術（ＩＣＴ）は大きく進展し、本町においても、誰もがデジタル化のメリットを享受できる環境整備を進めてきたところである。

ＩＣＴは日々進歩を続けていることから、今後も引き続き最新技術の導入を検討し、都市部との格差が生じない情報通信サービスを目指していく。

(1) 現況と問題点

ＩＣＴ活用の基盤となる高速情報通信網については、町内全域で整備済みとなっている。また、小中学校において、児童生徒へのタブレット端末の配付やＷｉ－Ｆｉ環境の整備が完了している。

今後は、行政サービスの質の向上やＩＣＴ教育の充実、農業等各種産業へのＩＣＴ活用の促進を図る必要がある。

一方で、少子高齢化が進む本町においては、ＩＣＴの利活用だけでは情報を得ることが難しい高齢者等への配慮も必要である。

また、難視地域については、ケーブルテレビ・辺地共聴施設・高性能アンテナで解消されているが、老朽化による設備更新が課題となっている。

防災分野については、防災行政無線設備のデジタル化に伴い、令和２年度までに八竜、琴丘地域の戸別受信機の更新を終えている。また、防災情報のメール配信サービスを実施しているが、今後は登録者数増加に努める必要がある。

(2) その対策

- ・電子申請等行政手続きにおけるオンライン化やキャッシュレス決済の導入等により、行政サービスの利便性向上に努める。
- ・基幹産業である農業において、担い手不足が大きな課題になっていることから、業務の効率化による労働力不足の解消を目指し、ＩＣＴによるスマート農業導入を推進する。
- ・デジタル技術普及に伴い、トラブルや犯罪、サイバー攻撃等に巻き込まれるリスクが増大していることから、小中学生を含む町民に対し、情報セキュリティの重要性や情報モラルについての周知啓発の充実を図る。

- ・山本地域の防災行政無線戸別受信機の更新を実施するとともに、防災情報のメール配信サービスへの登録を促進する。

成果指標	現状値（Ｒ２）	目標値（Ｒ７）
防災行政無線メール配信サービス登録者数	779 人	900 人

(3) 計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等 情報化のための施設 ・通信用鉄塔施設 ・テレビ放送中継施設 ・有線テレビジョン 放送施設 ・告知放送施設 ・防災行政用無線施設 ・テレビジョン放送 等難視聴解消のための施設 ・ブロードバンド施設 ・その他の情報化のための施設 ・その他 (2)過疎地域持続的 発展特別事業 ・情報化 ・デジタル技術活用 ・その他 ・基金積立 (3)その他	・防災行政無線戸別受信機更新事業 ・東部難視聴解消施設維持管理事業 ・光通信網設備保守管理事業	三種町 三種町 三種町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「地域における情報化」に係る施設の整備等については、三種町公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

交通施設の整備は、日常生活の利便性と地域産業の活性化には不可欠であるため、国道や県道においては整備要望、町道や農林道においては安全な施設整備を行っていく。

交通手段の確保については、公共交通再編により令和元年10月にスタートしたふれあいバス・巡回バスの安定的かつ持続可能な仕組みの確立を目指していく。

(1) 現況と問題点

① 交通施設の整備

町の交通体系は、秋田自動車道と国道7号を基幹道路として、他に国道101号、県道は主要地方道が能代・五城目線、琴丘・上小阿仁線、男鹿・八竜線、男鹿・琴丘線の4路線、一般県道が計5路線、これに町道が網目状につながっている。

県内では、高速交通体系の整備が進められており、町内に2カ所のインターチェンジを有する秋田自動車道は能代市まで開通している。現在整備が進んでいる能代市～北秋田市間の接続が完了すれば、全線開通となり、利便性が更に高まることになる。

国道7号は東北の日本海沿岸の幹線道路で、町内を南北に縦走しており、沿線には道の駅「ことおか」が整備され、ドライバーや住民の憩いの場として利用されている。

県道においても整備が進められており、秋田自動車道や国道7号等へのアクセス道路として重要な役割を果たしている。

町道は、改良率74.2%、舗装率74.3%となっているが、今後は舗装個別施設計画に基づく舗装の整備や通学路などの交通安全施設の充実、橋りょうの長寿命化等が課題となっている。

農道の整備も進んでいるが、生産基盤の強化と生活環境の改善に資する各地区農道整備がさらに必要となっている。

林道についても森林施業の省力化、合理化を図るために引き続き整備を推進する必要がある。

② 交通手段の確保

本町にはJR奥羽本線が縦走しており、町内に鯉川駅・鹿渡駅・森岳駅・北金岡駅の4つの駅があるが、鉄道利用者は減少してきている。しかしなが

ら、通学や通院など町民の重要な交通手段となっていることから、特に県中央部や能代市へ結ぶダイヤの充実が課題となっている。

路線バスは、民営バス4路線と、町民バス2路線が運行されていたが、赤字による民営バスの減便に伴い、公共交通再編事業を実施し、現在は、旧小学校区全8地区で住民共助運行団体等によるふれあいバス8路線と、町内の主要地点を結ぶ巡回バス2路線を運行している。町外への移動手段となる民営バスは1路線に集約されたが、ふれあいバスが各集落を運行することにより、町内の全ての交通空白地が解消され、さらに巡回バスを運行することで、町内外への移動手段を確保している。将来に向けては住民共助運行団体組織の維持とドライバーの確保が課題となっている。

(2) その対策

①交通施設の整備

- ・利便性の更なる向上のため、秋田自動車道（日本海沿岸東北自動車道）の能代市以北の早期完成を関係機関に働きかける。
- ・国道及び県道は交通量も多いことから、必要に応じ、交通安全施設等の道路環境整備を国や県に要請していく。
- ・町道は、幹線道路や集落内生活道路について計画的に整備を進めていき、安全安心な道路網を構築していく。また、道路パトロールの実施や自治会からの要望により、通学路を中心とした交通安全施設、道路標識及び舗装・側溝の整備や補修の実施に努める。
- ・橋りょうに関しては、長寿命化計画に沿って、補修の実施に努めていく。
- ・冬期間の道路確保と安全対策のため、除雪車両と除雪体制の充実に努める。
- ・農道は、農業基盤に沿った整備と適切な維持管理に努める。
- ・林道は、自然環境保全などの公益的機能に資することから、適切な維持管理に努める。

②交通手段の確保

- ・鉄道は、利用者の利便性が向上するよう、必要に応じダイヤ改正を要望する。
- ・民営バス事業者との連携により、現在の地域間幹線系統の維持に努めていく。
- ・ふれあいバス・巡回バスに関しては、利用者やドライバーの声を取り入れてルートの見直しや時刻表の改正を行うなど、利便性が高まるよう努める。

また、住民共助運行団体と連絡を密にし、安定的かつ持続可能な仕組みづくりを心掛ける。

成果指標	現状値（Ｒ２）	目標値（Ｒ７）
橋りょう長寿命化進捗率	78%	98%

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 ・道路	・富岡大曲4号線（舗装補修） L=2,000m W=6.0m	三種町	
		・大曲12号線（舗装補修） L=540m W=7.0m	三種町	
		・浜田釜谷19号線（舗装補修） L=1,450m W=3.5m	三種町	
		・浜田20号線（舗装補修） L=570m W=6.0m	三種町	
		・追泊萱刈沢線3号線（舗装補修） L=400m W=7.0m	三種町	
		・芦崎幹線（舗装補修） L=700m W=7.0m	三種町	
		・鶴川3号線（舗装補修） L=100m W=7.0m	三種町	
		・佐土根岸線（舗装補修） L=565m W=7.0m	三種町	
		・温泉公園線（舗装補修） L=613m W=10.0m	三種町	
		・森岳昼寝線（舗装補修） L=817m W=5.0m	三種町	
		・山本中央幹線（舗装補修） L=780m W=6.5m	三種町	
		・森岳鹿渡線（舗装補修） L=4,425m W=6.0m	三種町	
		・運動公園線（舗装補修） L=560m W=7.5m	三種町	
		・鹿渡駅沖ノ田線（舗装補修） L=270m W=6.0m	三種町	
		・温泉1号線（舗装補修） L=650m W=7.2m	三種町	
		・鯉川天瀬川線（舗装補修） L=763m W=5.0m	三種町	
		・鯉川駅北線（舗装補修） L=203m W=4.0m	三種町	
		・金光寺豊岡線（舗装補修） L=400m W=6.0m	三種町	
		・鹿渡幹線（舗装補修） L=400m W=5.5m	三種町	
		・大曲12号線（側溝改良）	三種町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	・ 橋りょう	L=225m ・ 沢部環状線（舗装補修） L=250m W=6.5m ・ 金光寺橋（補修） L=13.5m W=6.9m ・ 山谷川橋（補修） L=11.45m W=5.7m ・ 三倉鼻橋（補修） L=25.6m W=7.5m ・ 猿田1号橋（補修） L=4.0m W=3.4m ・ 浜田9号線1号橋（補修） L=4.0m W=3.7m	三種町 三種町 三種町 三種町 三種町	負担金
	・ その他	・ 急傾斜地崩落対策事業 (木戸沢1号地区)	秋田県	
	(2) 農道			
	(3) 林道			
	(4) 漁港関連道			
	(5) 鉄道施設等			
	・ 鉄道施設			
	・ 鉄道車両			
	・ 軌道施設			
	・ 軌道車両			
	・ その他			
	(6) 自動車等			
	・ 自動車	・ 公共交通運行事業 車両購入	三種町	
	・ 雪上車			
	(7) 渡船施設			
	・ 渡船			
	・ 係留施設			
	(8) 道路整備機械等	・ 除雪機械整備事業 ドーザー、グレーダー	三種町	
		・ 八竜除雪車車庫改修事業	三種町	
	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	・ 公共交通			
	・ 交通施設維持			
	・ その他			
	・ 基金積立			
	(10) その他	・ 公共交通運行事業	三種町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「交通施設の整備、交通手段の確保」に係る施設の整備等については、三種町公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

町道や橋りょうは、それぞれの個別計画により、計画的に適切な維持管理を実施する。

6 生活環境の整備

日常生活に直結する上下水道や住環境等の整備・維持管理により、町民の快適な暮らしを支えるとともに、地震や風水害による自然災害への対策や、消防・救急施設の整備も計画的に実施する。

また、ごみの適正処理や減量化、リサイクル活動の推進等を通じて、資源循環型社会の形成を目指していく。

(1) 現況と問題点

① 上下水道

豊かで健康的な生活の確保や、産業活動の活性化を図るには、安全で安定的な水資源を確保し、良質な水道水を供給することが不可欠である。

また、下水道施設は、町民が快適な生活を送るうえで欠かせない施設であり、豊かな自然環境を保全する観点からも、非常に重要な役割を担っている。

町の水道施設は、三種町全域に水道水を供給する上水道事業で運営されており、水道普及率は令和２年度末で７３．８％となっている。水源は全施設とも主に地下水であり、安定的な水源の確保や、水源地周辺の環境保全を強化する必要がある。また、水道の未普及地域や自家用井戸等を水源として利用している地域においては、地下水の水質悪化が懸念されることもあり、水道事業への編入や水道基盤の整備を進め、安全な水を安定的に供給することが課題となっている。

下水道施設は、特定環境保全公共下水道事業と農業集落排水整備事業により整備が進められ、整備率は１００％、水洗化率は令和２年度末で７６．３％となっている。今後は、適切な維持管理を行うとともに、下水道未加入世帯への加入を促進していく必要がある。

公共下水道事業及び農業集落排水整備事業の計画区域外地区については、合併浄化槽設置事業により整備を進めており、今後も合併浄化槽の設置促進を図り、適切な排水処理を行っていく必要がある。

② 廃棄物処理対策

生活の多様化や生活水準の向上により、ごみの種類と発生量は年々増大しており、環境に対する関心の高まりの中で、ごみの処理体制の充実とリサイクルが大きな課題となっている。

可燃物については、能代山本広域市町村圏組合で運営している南部清掃工場で処理しており、粗大ごみについては同組合北部粗大ごみ処理工場で処理

しているが、老朽化が進んでいることから、新たに可燃物・粗大ごみの両方を処理できる一般廃棄物処理施設の建設が決まっている。

また、不燃物については、町内４カ所の最終処分場で埋め立てをしているが、残容量が少なくなっているため、各施設とも整備・維持補修等の対応が必要となっている。

③公営住宅

町では、町営住宅を１２団地設けて提供しているが、既存住宅の中には老朽化が進むなど、改修や建て替えを必要とする住宅が増加している。また、多様なニーズに応じるため、バリアフリー化など計画的に整備をしていく必要がある。

④消防・防災

大規模災害をはじめ様々な災害から町民の尊い生命・財産を守り、安全に暮らすためには、災害の未然防止や有事の際の対応に万全の体制を整えておく必要がある。

町の消防組織は、常備消防として能代山本広域市町村圏組合三種消防署があり、非常備消防として三種町消防団が９分団となっている。

非常備消防では地域に根差した消防団員が必要となるが、過疎化の進行により団員数は定員を下回っている。また、大半の団員は被雇用者であり、町外への通勤者も多いため、昼間の団員の確保が厳しい状況にある。

消防施設については、各分団に消防車両（可搬ポンプ積載車含む。）を備えており、有事の際に支障を及ぼすことがないように計画的に整備・点検を行っている。

自然災害では、毎年のように氾濫していた三種川上・中流域の河川改修が進んでいるが、下流域の早期改修も要請していく必要がある。また、日本海中部地震や東日本大震災の教訓を風化させないように、防災意識の高揚と地域防災力の強化を図るため、自主防災組織の設立を促していく必要がある。

また、近年は危険な空き家や老朽化した不要公共施設が増加しており、倒壊や火災も想定されることから、これらへの対応が課題となっている。

(2) その対策

①上下水道

- ・日常生活を営むうえで最も必要とされる飲用水においては、水質・水量の万全な確保や施設の良い維持に努め、水道給水未普及地域については、

水道事業の健全経営を見据え、中長期視点により対応していく。

- ・下水道については、自然環境の保全と町民の生活環境の向上を図るため、下水処理に対する町民の意識を高めながら、水洗化率の向上を目指していく。

②廃棄物処理対策

- ・能代山本広域市町村圏組合と連携しながら、ごみ処理施設、し尿処理施設の維持管理、新たに建設予定の一般廃棄物処理施設と周辺環境の適正な整備に努める。
- ・ごみの減量化と再資源化に向けた分別収集体制について、引き続き町民意識の向上に努めるとともに、資源循環型社会を構築するためのリサイクル運動推進や不法投棄防止活動に努める。

③公営住宅

- ・建て替えを含め、町営住宅の計画的な整備と適切な維持管理に努める。
- ・将来を見据え、所得制限の廃止等幅広いニーズに対応した公的賃貸住宅の整備を検討する。

④消防・防災

- ・能代山本広域市町村圏組合との連携による常備消防の充実や、町の非常備消防の組織力強化、団員確保に努め、併せて消防施設・設備の充実を図る。
- ・大規模災害をはじめ様々な災害に備えるため、町民による自主防災組織の設立を促進する。
- ・防災知識の普及のための啓発活動を積極的に進め、かつ災害備蓄物資の充実などを行い、危機管理体制の強化を図る。
- ・町民が安全に安心して暮らせるよう、危険な空き家について、解体・撤去を促すとともに、所有者や自治会に費用を支援する。
- ・老朽化した不要公共施設については、計画的な解体・撤去の実施に努める。

成果指標	現状値（R 1）	目標値（R 7）
自主防災組織数	3 団体	8 団体
危険な空き家の解体数（累計）	42 件 (H26～R1)	100 件

(3) 計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の 整備	(1) 水道施設 ・ 上水道 ・ 簡易水道 ・ その他			
	(2) 下水処理施設 ・ 公共下水道	・ 公共下水道ストックマネジメント計画に基づく改築・更新事業	三種町	
	・ 農村集落排水施設 ・ 地域し尿処理施設 ・ その他	・ 合併処理浄化槽整備事業（下水道・農業集落排水区域外）	三種町	
	(3) 廃棄物処理施設 ・ ごみ処理施設	・ 南部清掃工場運営事業	広域市 町村圏 組合	負担金
		・ 北部粗大ごみ処理工場運営事業	広域市 町村圏 組合	負担金
		・ 一般廃棄物処理施設整備事業	広域市 町村圏 組合	負担金
		・ 一般廃棄物処理施設整備関連事業 （能代市道等舗装補修）	広域市 町村圏 組合	負担金
		・ 一般廃棄物処理施設整備関連事業 （八峰町道改良工事）	広域市 町村圏 組合	負担金
	・ し尿処理施設	・ 中央衛生処理施設運営事業	広域市 町村圏 組合	負担金
	・ その他			
	(4) 火葬場	・ 火葬場整備事業	三種町	
	(5) 消防施設	・ 消防（非常備）施設整備事業 ポンプ自動車、小型動力ポンプ積載車、小型動力ポンプ、消防資機材置	三種町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		場、防火貯水槽、消火栓、消防ホース		
		・ 広域消防自動車等整備事業 ポンプ車	広域市 町村圏 組合	負担金
		・ 広域救急自動車等整備事業 救急自動車 高度救命処置用資機材一式	広域市 町村圏 組合	負担金
	(6) 公営住宅	・ 公営住宅整備事業 大町住宅 千刈田住宅 東二本柳住宅 木戸沢住宅	三種町	
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	・ 生活			
	・ 環境			
	・ 危険施設撤去	・ 空き家解体補助事業 ①事業の必要性 町内の空き家が増加しており、特に危険な状態となっている空き家については、町民の安全を確保するために解体・撤去する必要がある。 ②具体の事業内容 所有者や自治会に対し、危険な空き家の解体・撤去・処分経費の一部を補助する。 ③事業効果 危険な空き家を解体・撤去することにより、町民の安全安心な暮らしの確保と環境の保全が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	三種町	
		・ 旧下岩川保育園解体事業 ①事業の必要性 閉園した保育園について倒壊を未然に防ぎ、周辺的生活環境を保全する必要がある。	三種町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		②具体の事業内容 老朽化した当該施設を解体・撤去する。 ③事業の効果 老朽化した保育施設を解体・撤去することにより、周辺町民の安全安心な暮らしの確保と環境の保全が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 ・旧山本支所車庫解体事業 ①事業の必要性 老朽化した車庫について倒壊を未然に防ぎ、周辺の生活環境を保全する必要がある ②具体の事業内容 老朽化した当該施設を解体・撤去する。 ③事業の効果 老朽化した庁舎付帯施設を解体・撤去することにより、周辺町民の安全安心な暮らしの確保と環境の保全が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 ・上岩川生活改善センター解体事業 ①事業の必要性 老朽化した集会施設について倒壊を未然に防ぎ、周辺の生活環境を保全する必要がある。 ②具体的な事業内容 老朽化した当該施設を解体・撤去する。 ③事業の効果 老朽化した集会施設を解体・撤去することにより、周辺町民の安全安心な暮らしの確保と環境の保全が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	三種町 三種町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		・ 一本木会館解体事業 ①事業の必要性 老朽化した集会施設について倒壊を未然に防ぎ、周辺の生活環境を保全する必要がある。 ②具体的な事業内容 老朽化した当該施設を解体・撤去する。 ③事業の効果 老朽化した集会施設を解体・撤去することにより、周辺町民の安全安心な暮らしの確保と環境の保全が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資す事業である。	三種町	
		・ 消防車庫解体事業 ①事業の必要性 老朽化した消防施設について倒壊を未然に防ぎ、周辺の生活環境を保全する必要がある。 ②具体的な事業内容 老朽化した当該施設を解体・撤去する。 ③事業の効果 老朽化した消防施設を解体・撤去することにより、周辺町民の安全安心な暮らしの確保と環境の保全が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資す事業である。	三種町	
		・ 八竜運動公園施設解体事業 ①事業の必要性 老朽化した構築物について倒壊を未然に防ぎ、利用者が安心して利用できる環境を保全する必要がある。 ②具体的な事業内容 老朽化した当該構築物を解体・撤去する。	三種町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	・ 防災・防犯 ・ その他 ・ 基金積立 (8) その他	③事業の効果 老朽化した公園付帯構造物を解体・撤去することにより、公園を利用する町民の安全安心の確保と環境の保全が図られることから、将来わたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 ・ 不法投棄未然防止事業		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「生活環境の整備」に係る施設の整備等については、三種町公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

上水道施設については、今後耐用年数を迎えるにあたり、アセットマネジメント等を推進し、施設整備、更新及び維持管理を行う。

下水道処理施設については、個別計画により、経営の健全化を図りながら、計画的な施設整備、更新及び維持管理を行う。

各地域の消防施設については、災害時の要となる施設であることから、必要に応じて改修を進めるが、大規模改修が必要となった時点で、消防団との協議により再編を検討する。

町営住宅については、個別の長寿命化計画に従い、計画的に適切な維持管理を実施し、老朽化が著しい住宅については建て替えを行う。

7 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

安心して出産でき、子どもが家庭や地域で温かく見守られながら、健やかに成長できるよう、安心して預けられる保育園等の環境を整えるとともに、子育てについて相談や情報交換できる場の整備に努めていく。

また、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加傾向にある中、介護・福祉サービスの充実を図り、全ての高齢者が安心して暮らせる施策を推進していく。

(1) 現況と問題点

① 子育て環境の確保

本町の年少人口（0歳～14歳）は、平成2年で4,222人であったのに対し、平成27年は1,453人で、25年間で65.6%も激減している。

この少子化の状況は、過疎地域が将来にわたり持続的に発展していくための重要な課題であり、安心して子どもを生み育てられる環境づくりが強く求められている。

本町には、町立保育園3施設と私立保育園3施設、私立幼稚園1施設があるが、施設の老朽化や入園児の偏りが見られ、統合を含めた施設整備が求められている。

また、子育てについて気軽に相談できる場所や、親子で交流できる施設の設置を望む声が増えてきていることから、町の課題として取り組む必要がある。

放課後児童クラブについては、一部小学校の空き教室を利用しているが、老朽化が目立つ施設もあることから、対策が必要となっている。

② 高齢者等の保健及び福祉

本町の高齢者人口（65歳以上）は、平成2年で4,238人、高齢化比率17.5%であったのに対し、平成27年は6,766人、高齢者比率39.6%で、25年間で高齢者人口が59.7%の増加、高齢化比率は22.1ポイントの増加と、急速に高齢化率が進んでいる。

そのような中、核家族化の進行も相まって、高齢者を取り巻く環境は大きく変化し、一人暮らしや高齢者のみ世帯などによる要援護者が増加している。

本格的な高齢化社会を迎え、介護保険事業においては、今後も要支援・要

介護者の増加が見込まれるが、多様な課題やニーズに対応するサービスの種類や量の確保と、負担と給付の安定化を図りながら、施策を展開していく必要がある。

介護関連施設については、特別養護老人ホームやグループホームなど施設数は充足しているが、一方で介護従事者が不足してきていることが課題となっている。

障害児・者の状況については、身体障害者手帳と療育手帳の所持者数は減少傾向にあるものの、精神障害者手帳の所持者数と自立支援医療受給者数は増加の傾向にある。多様な障害特性に応じたきめ細やかな相談体制の充実と、適切な障害福祉サービスの提供が求められており、特に親なき後を見据えての障害者の自立と社会参加を促進するため、住み慣れた地域で安心して生活することができる環境の整備が必要とされている。

(2) その対策

①子育て環境の確保

- ・延長保育、一時保育、病児保育など多様なニーズに対応した保育サービスを引き続き実施する。
- ・老朽化が進む保育施設等について、継続して修繕等を実施するとともに、統合を視野に入れた検討をする。
- ・現状は充足している保育士について、将来を見据え引き続き確保に努める。
- ・現在、公立保育園内に設置している子育て支援センターと、保健センター内に設置している子育て世代（母子健康）包括支援センター両方の機能を備えた子育て交流施設を整備し、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援体制を構築する。
- ・放課後児童クラブは、老朽化が進む施設について、小学校の空き教室の利用を検討する。
- ・少子化に歯止めをかけるための一環として、結婚支援や不妊治療助成、誕生祝金支給等を実施する。

②高齢者等の保健及び福祉

- ・高齢者が元気で健康な状態を長く保つために、運動を中心とした健康づくりや健診事業の受診、介護予防を推進する。
- ・医療と介護の両方を必要とする高齢者には、在宅や地域で支えることを中心に、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するよう関係者の連携の推

進に努める。

- ・一人暮らしや高齢者のみ世帯の増加に伴い、除排雪や外出、緊急時対応等の生活上の困りごとに対する支援を実施する。
- ・権利擁護や虐待等の相談が増えてきていることから、関係機関と地域住民・ボランティア等が一体となった支援ができるよう、地域包括ケアシステムの充実を図っていく。
- ・秋田県社会福祉協議会の修学資金貸付制度や、町の資格取得支援事業等の利用を促して、介護従事者の確保に努める。
- ・障害者の多様な課題に対応できるよう相談体制の強化に努め、他市町村や関係機関との連携により、障害者の就労の場の確保など、自立に向けた支援を行っていく。

成果指標	現状値（R 1）	目標値（R 7）
出生数	46 人	60 人
子育て交流施設利用者数	—	16,000 人
国保特定健康診査受診率	39.0%	50%
後期高齢者健康診査受診率	12.18%	23%

(3) 計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(1) 児童福祉施設 ・ 保育所 ・ 児童館 ・ 障害児入所施設	・ 森岳保育園エアコン改修工事	三種町	
	(2) 認定こども園			
	(3) 高齢者福祉施設 ・ 高齢者生活福祉セ ンター ・ 老人ホーム ・ 老人福祉センター ・ その他			
	(4) 介護老人保健施 設			
	(5) 障害者福祉施設 ・ 障害者支援施設 ・ 地域活動支援セン ター ・ 福祉ホーム ・ その他			
	(6) 母子福祉施設			
	(7) 市町村保健セン ター及びこども家 庭センター	・ 子育て交流施設整備事業	三種町	
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・ 児童福祉 ・ 高齢者・障害者福 祉	・ 外出支援サービス事業 ① 事業の必要性 歩行困難等により公共交通機関 の利用が困難で、医療機関への通院 ができない在宅の高齢者等に対し、 通院の支援を行う必要がある。	三種町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		②具体の事業内容 町社会福祉協議会への委託により、リフト付きワゴン車等を利用して、医療機関までの移動の支援を実施する。 ③事業効果 医療機関への移動が困難な在宅高齢者等への通院支援により、安全に安心して暮らすことができることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 ・ 高齢者世帯等除排雪支援事業 ①事業の必要性 過疎化の進行により、自力で除排雪を行うことができない高齢者のみ世帯等が増加していることから、除排雪の支援を行う必要がある。 ②具体の事業内容 高齢者や身体障害者のみで構成される世帯が、町シルバー人材センターに依頼して行う除排雪に係る経費を補助する。 ③事業効果 高齢者世帯等の冬期間の安全安心な暮らしが確保されることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 ・ 緊急通報サービス事業 ①事業の必要性 一人暮らしの高齢者等が、在宅時に身体に異常が発生した際や緊急時に、消防署等に通報できないことがあるため、迅速に連絡を取れる体制を整備する必要がある。 ②具体の事業内容 希望する高齢者等に対し、緊急通報装置（本体機器及び無線式携帯型端末）を設置し、家中どこからでも緊急通報ができるようにする。	三種町 三種町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	・健康づくり ・その他 ・基金積立 (9) その他	③事業効果 緊急時対応を強化することで、高齢者等が安全に安心して暮らすことができることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		
		・赤ちゃん誕生祝金支給事業 ・赤ちゃん誕生応援事業（不妊治療助成事業） ・成年後見支援センター事業 ・家族介護用品支給事業 ・クアオルト推進事業 ・放課後児童クラブ運営事業	三種町 三種町 三種町 三種町 三種町 三種町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」に係る施設の整備等については、三種町公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

町立保育園は、今後も計画的に維持管理を実施するが、老朽化が激しい施設については集約を検討する。

放課後児童クラブは、今後も計画的に維持管理を実施するが、老朽化が激しい施設については、小学校の空き教室への移設を検討する。

福祉系施設は、主に指定管理者制度を活用しており、今後も計画的に維持管理を実施するが、需要見込みによって他施設への集約や統廃合を検討する。

8 医療の確保

医療の確保は、基礎的な生活条件のひとつであり、地域社会を維持・存続していくうえで欠くことのできないものである。医療へのニーズは、年々高度化・多様化してきており、セーフティネットの充実が求められている。

そのため、広域的な連携・協力により医療を確保し、町民が安心して暮らすことができる環境づくりを目指していく。

(1) 現況と問題点

町内には病院・診療所が5カ所あるが、地域に密着したかかりつけ医や回復期機能病院であり、特に高度な医療については、能代市や秋田市などの町外の総合病院等に依存している。

そのため、二次医療圏における医療機能の整備・充実が求められている。

また、公的医療機関としては下岩川診療所があるが、山間部交通弱者を対象としており、町内の開業医に週2回の診療業務を委託している。

(2) その対策

- ・医療機関、保健機関や福祉機関の連携強化を図り、地域包括ケアシステムの充実を図っていく。
- ・二次医療圏の救急医療、小児医療等の医療機能の充実や、医師・看護師の確保に向けて、圏域の市町と連携して支援を実施する。
- ・交通手段がない高齢者も受診できるよう、下岩川診療所の週2回の診療業務の継続に努める。

成果指標	現状値（R2）	目標値（R7）
下岩川診療所での診療業務回数	週2回	週2回 （現状維持）

(3) 計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 ・ 病院 ・ 診療所 ・ 患者輸送車（艇） ・ その他 (2) 特定診療科に係 る診療施設 ・ 病院 ・ 診療所 ・ 患者輸送車（艇） ・ その他 (3) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・ 自治体病院 ・ 民間病院 ・ その他 ・ 基金積立 (4) その他	・ 能代厚生医療センター運営支援事業 ・ 下岩川診療所事業	厚生医 療セン ター 三種町	補助金

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「医療の確保」に係る施設の整備等については、三種町公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

町立下岩川診療所は、必要に応じて改修を実施しながら、将来的な施設の在り方の検討を行っていく。

9 教育の振興

町の将来を担う児童生徒の三種を愛する心と、高度情報化やグローバル化の加速度的進展による社会の変化に対応できるたくましい心を育むため、きめ細かな指導の充実と、より良い教育環境の整備を図っていく。

また、生涯にわたり生きがいや喜びを感じながら暮らせるよう、生涯学習・スポーツの推進に努める。

(1) 現況と問題点

① 学校教育

小中学校の施設は、これまで耐震化工事や大規模改修工事により安全な環境整備に努めてきたが、今後も危険箇所の点検を含め適切な維持管理を進めていく必要がある。

町立の小中学校数は、小学校6校、中学校3校であるが、再編により令和4年4月には小学校が5校に減ることが決まっている。

町の児童生徒数は、少子化により大幅に減少してきており、今後も学校再編の検討が求められている。

また、遠隔地の児童生徒の通学支援として、スクールバス運行や通学援助費の支給を実施しているが、再編に伴い通学支援を拡充する必要がある。

教育内容については、新学習指導要領に基づき、生きる力の育成を継承しつつ、新しい時代に求められる資質・能力を身につけた子どもの育成を目指す必要がある。

学校給食については、センター方式により運営を行い、小中学校全校に給食を提供している。学校給食を安全に提供するには、安全安心な食材はもとより、高いレベルでの施設衛生管理の維持が必要となっている。

② 生涯学習・スポーツ

生活水準の向上、余暇時間の拡大等社会構造の変化に伴い、町民の学習やスポーツに対する意欲や関心が高まり、ニーズの多様化が顕著になっている。

現在も公民館講座やスポーツ教室、レクリエーション活動等多岐にわたり実施しているが、今後も町民のニーズの把握に努め、幅広く実践していく必要がある。

公民館・体育館・集会施設等に関しては、施設整備やニーズに応じた設備の充実に努め、施設の有効活用を推進していく必要がある。

(2) その対策

①学校教育

- ・教育施設の適切な維持管理により、安全な環境整備に努めるとともに、教室へのエアコン設置により、快適な学習環境を整える。
- ・老朽化により倒壊等のおそれがある危険な施設は、児童生徒の安全を最優先し、解体・撤去を進める。
- ・小中学校の再編に関しては、幅広い意見を取り入れながら、将来のあるべき形への再編を検討していく。
- ・遠隔地の児童生徒の通学支援として、スクールバス運行の拡充を検討する。
- ・GIGAスクール構想により整備されたネットワーク環境と一人一台の端末を活用し、ICT教育の充実を図る。
- ・児童生徒の町や地域に対する愛着や関心を育むため、地域行事への参加やふるさと学習の機会を充実させるとともに、児童生徒と教職員・家庭・地域間のよりよい信頼関係の構築を目指していく。
- ・学校給食センターの施設整備や点検の実施により、安全安心な給食の提供に努める。

②生涯学習・スポーツ

- ・生涯学習・スポーツについて、町民の幅広いニーズに対応できる体制づくりを目指していく。
- ・各種講座やスポーツ等の拠点となる公民館や体育施設等の設備の充実を図る。
- ・公民館3施設に設置している図書室の更なる利用拡大を図る。

成果指標	現状値（R 1）	目標値（R 7）
小中学校のふるさと学習実施率	100%	100% （現状維持）
町主催の公民館講座のメニュー数	12 講座	12 講座 （現状維持）

(3) 計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 ・校舎	・小中学校エアコン設置工事 ・琴丘小学校放送室音響設備改修工事 ・森岳小学校トイレ改修工事 ・山本中学校法面補修工事 ・統合中学校整備事業 ・統合小学校整備事業	三種町 三種町 三種町 三種町 三種町 三種町	
	・屋内運動場 ・屋外運動場 ・水泳プール ・寄宿舎 ・教職員住宅 ・スクールバス・ポート ・給食施設 ・その他	・給食センター給水管更新工事	三種町	
	(2)幼稚園			
	(3)集会施設、体育施設等 ・公民館 ・集会施設	・広域交流センター空調設備更新事業 ・金陵の館改修事業 ・青春館外壁等改修事業	広域 市町村 圏組合 三種町 三種町	
	・図書館 ・その他			
	(4)過疎地域持続的 発展特別事業 ・幼児教育 ・義務教育 ・高等学校 ・生涯教育・スポーツ ・その他	・琴丘中学校倉庫解体事業 ①事業の必要性 琴丘中学校校舎に隣接している	三種町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	・ 基金積立 (5) その他	昭和 5 7 年建設の木造平屋建ての倉庫について、倒壊を未然に防ぐ必要がある。 ②具体の事業内容 老朽化した当該施設を解体・撤去する。 ③事業効果 老朽化により倒壊事故等のおそれがある危険な教育施設を解体・撤去することで、生徒及び関係者の安全安心が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 ・ 給食費助成事業	三種町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「教育の振興」に係る施設の整備等については、三種町公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

小中学校については、個別施設ごとに現状を把握しながら、改修工事を含めた維持補修に努めていく。また、学校再編に関しては、実施時期や建設場所等について、住民や保護者を含めた関係機関等で慎重に検討していく。

学校給食センターは、施設整備や点検の実施により、高いレベルでの施設衛生管理の維持に努めていく。

生涯学習等で利用する文化系施設については、町民が安全安心に利用できるよう、長寿命化を進める。

体育系施設については、町民のスポーツ活動の拠点となることから、適切な維持管理により、長寿命化を進める。

10 集落の整備

集落は、地域社会活動の礎であり、また、国土の適切な保全や管理にも重要な役割を果たしていることから、集落機能の維持・強化は、持続可能な地域づくりを進めるうえで極めて重要である。

過疎化の進行により、存続や維持が危ぶまれる集落が増えつつあり、地域活力の低下が懸念されることから、コミュニティ生活圏によるネットワーク形成や自治会連携を視野に入れた検討を行っていく。

また、現在は活力ある集落であっても、将来的な人口減少や高齢化は避けられないことから、住民共助組織等による支え合い活動を推進する。

(1) 現況と問題点

本町では、集落を単位とした102の自治会が主体となって、コミュニティ活動や地域課題の解決を行ってきたが、人口減少や高齢者比率の増加により、これまで果たしてきた機能を維持することが困難な集落が増えてきている。

さらに、コミュニティ活動の拠点となる集会施設の老朽化が著しい集落もあり、改築などに迫られている状況である。

集落の活力低下は、地域コミュニティの崩壊のみならず、高齢者世帯の孤立や地域の環境悪化にもつながることから、早急な対策が必要となっている。

(2) その対策

- ・自治会からの要望書の受け付けにより、集落の課題の吸い上げを行い、解決を図る。
- ・自治会助成金の交付により地域コミュニティ活動の支援を行う。
- ・老朽化が著しい集会施設については、修繕費補助の実施により延命化を支援するが、住民ニーズの把握等により、周辺集落の施設との統廃合の検討も行っていく。
- ・基幹集落と周辺集落とのコミュニティ生活圏によるネットワーク形成や、自治会同士の活動の連携を推進する。
- ・住民主体による地域課題の解決や支え合い活動を推進し、自主防災や高齢者見守り、除排雪、買い物支援等に対応する住民有志の共助組織の立ち上げ等を支援する。

成果指標	現状値（R 1）	目標値（R 7）
自治会連携組織数（累計）	2 組織	5 組織

(3) 計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再 編整備 (2) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・ 集落整備 ・ 基金積立 (3) その他	 自治会助成金事業 集会所等施設整備費補助事業	 三種町 三種町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「集落の整備」に係る施設の整備等については、三種町公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

各集落の集会所のうち、自治会を指定管理者として管理運営している町有施設については、当面現状維持のまま活用する。

1 1 地域文化の振興等

風土と歴史の中で培われてきた地域の貴重な文化を後世に残すため、文化財の保護や、固有の伝承文化、伝統行事などにおける活動の場の充実に努め、啓発活動や後継者育成などの継承・維持活動を支援する。

また、芸術文化団体については、交流や実践できる機会の拡充を推進する。

(1) 現況と問題点

本町には、国指定重要文化財の「大山家住宅」をはじめ、県指定史跡の「萱刈沢貝塚」、県指定無形民俗文化財の「志戸橋番楽」など、有形無形の文化財や固有の伝承文化、伝統行事などが残されている。

これらを継承していくことは、郷土に対する理解と関心を深め、生きがいや地域の連帯性を高めるうえで大きな役割を果たすことから、こうした文化や行事を保護・育成していくことが必要となっている。

町の芸術文化活動は、町芸術文化協会加盟の40団体やその他の団体、個人の自主活動などにより行われていて、町民祭などにおいて展示や発表を行っている。しかし、若年層の参加が少ないことが課題で、芸術文化に対する町民の理解と参加意識の高揚を図る必要がある。

(2) その対策

- ・ 伝統行事や郷土芸能等が後世に引き継がれるよう、継承や先人顕彰の機会づくりを支援する。
- ・ 文化財や関連施設等の維持管理に努めるとともに、地域振興や観光振興への活用を図る。
- ・ 芸術や文化活動が発展するよう、展示や発表の場の充実に努め、また若年層の参画を促進する。

成果指標	現状値（R 2）	目標値（R 7）
郷土芸能継承数	8 団体	8 団体 （現状維持）

(3) 計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振興施設等 ・ 地域文化振興施設 ・ その他	・ 農村歌舞伎会館外壁改修工事 ・ 山本ふるさと文化館大規模修繕事業	三種町 三種町	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・ 地域文化振興 ・ 基金積立 (3) その他	・ 町民祭開催 ・ 伝統芸能の祭典開催	実行委 員会 実行委 員会	補助金 補助金

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「地域文化の振興等」に係る施設の整備等については、三種町公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

歴史民俗資料館については、現状維持のまま使用する。

指定管理により運営している歌舞伎会館は、改修により長寿命化を図る。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

地球温暖化の進行に伴い、その要因とされる温室効果ガスの排出削減が世界的な課題となっており、国の「2050年カーボンニュートラル」実現に向けて、化石エネルギーから再生可能エネルギーへの転換が求められている。

公共施設への再生可能エネルギー設備導入の検討とともに、住民や事業所等への活用促進を図り、地球温暖化対策を推進する。

(1) 現況と問題点

本町の公共施設での再生可能エネルギー導入はあまり進んでいない状況で、防災上の観点からも、地産地消による再生可能エネルギー導入の検討が必要となっている。

また、風況条件の良さから、本町沿岸部には多数の民間風力発電施設が設置されており、さらに数年後には、本町沖で洋上風力発電施設の稼働が予定されている。今後は生活環境や自然環境への影響に配慮しながら、再生可能エネルギー事業者との共生を模索していく必要がある。

(2) その対策

- ・ 公共施設への再生可能エネルギー導入の検討を進め、カーボンオフセットを推進する。特に災害時の拠点となる施設等への積極的な導入により、地産地消地防エネルギーの実現を目指す。
- ・ 住民や事業所等への啓発活動により、再生可能エネルギーの導入促進を図る。
- ・ 地域特有の風況条件の良さから、大小多数の風力発電施設の建設が盛んに行われているが、生活環境や自然環境への影響を鑑み、ガイドライン等の規制により、秩序ある再生可能エネルギーの推進に努める。
- ・ 民間の再生可能エネルギー事業者においては、地域経済への貢献や環境への配慮により、地域との共生を促していく。

(3) 計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能エ ネルギーの利 用の推進	(1)再生可能エネル ギー利用施設 (2)過疎地域持続的 発展特別事業 ・再生可能エネルギ ー利用 ・基金積立 (3)その他			

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「再生可能エネルギーの利用の推進」に係る施設の整備等については、三種町公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

町の面積の5割以上を占める森林は、地球温暖化防止をはじめ、国土の保全、水源の涵養等公益的機能を持ち合わせていることから、将来にわたる整備保全を推進し、自然豊かな三種町で多くの若者がいきいきと暮らす未来を目指す。

(1) 現況と問題点

① 自然環境の保全及び再生

森林を持続的に維持し管理していくためには、間伐・保育等の推進及び林道などの基盤整備を進める必要がある。

また、松くい虫やナラ枯れ等の森林病虫害に対する適切な防除により、環境保全を図っていくことが必要となっている。

② 若者活動の推進

過疎地が抱える多くの課題の中でも、最も深刻な課題は若者の地方離れである。若者の減少は、少子高齢化や担い手不足などの弊害をもたらしており、地域が持続的に発展していくうえで、克服すべき最重要課題と言える。

若者の地元定着を促進するため、若者が活躍できる環境を整え、これからも住み続けたいと思える施策が必要となっている。

(2) その対策

① 自然環境の保全及び再生

- ・ 森林経営管理制度に基づき、森林環境譲与税を活用した、山林の適正管理を促進する。
- ・ 森林病虫害の駆除や防除により、松枯れやナラ枯れ対策を推進し、特に松くい虫の被害が目立つ海岸部の砂防林については、県と連携しながら植林の検討を行っていく。

② 若者活動の推進

- ・ 若者が、自主的かつ主体的に地域の課題に取り組み、町の活性化を生み出すことを目的に実施する活動に対し支援を行い、定住・移住促進や産業振興などの施策との相乗効果により、若者の地元定着と地域の持続的発展を

目指す。

- ・これらの活動を通して、若者が自ら考え、楽しみ、行動することにより、愛郷心の醸成と、将来を担う世代の人材育成を図る。

成果指標	現状値（R 2）	目標値（R 7）
若者活動支援事業への新規参加団体数（累計）	8 団体（H30～R2）	5 団体

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業 主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 自然環境の保全及び再生 (2) 過疎地域持続的発展特別事業	・ 松くい虫防除対策事業 ・ 広葉樹林再生事業 ・ 若者活動支援事業 ① 事業の必要性 若者の地方離れが進み、地域の活力が低下する中で、若者が活躍できる環境を創出し、地域活性化を図る必要がある。 ② 具体の事業内容 若者が、自主的かつ主体的に地域活性化に取り組む活動に対し、助成を行う。 ③ 事業効果 町の将来を担う若者によるまちづくりを推進することで、若者の地元定着及び地域活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	三種町 三種町 三種町	

事業計画（令和３年度～令和７年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考（事業効果が将来まで持続的に及ぶ説明）
1 定住・移住・地域間交流の促進、人材育成	定住・移住	住宅取得支援事業 ①事業の必要性 人口減少が加速化する中、若者世代や子育て世代の地元定着が課題となっていることから、住宅取得を後押しする施策が必要である。 ②具体の事業内容 新築住宅及び中古住宅を取得する者に、取得費用の一部を助成する。 ③事業効果 町の将来を担う若者世代や子育て世代の定住や移住が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	三種町	町の将来を担う若者世代や子育て世代の定住や移住が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
1 定住・移住・地域間交流の促進、人材育成	定住・移住	住宅リフォーム助成事業 ①事業の必要性 高齢化等に伴い、住宅の老朽化が進んでおり、町民の居住環境向上を図る必要がある。 ②具体の事業内容 町内業者により住宅のリフォーム工事を行った場合に、費用の一部を助成する。 ③事業効果 町民の居住環境の向上のみならず、親世代との同居等による若者やUターン希望者の定住が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	三種町	町民の居住環境の向上のみならず、親世代との同居等による若者やUターン希望者の定住が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考（事業効果が将来まで持続的に及ぶ説明）
2 産業の振興	観光	森岳温泉街店舗開業支援事業 ①事業の必要性 かつては賑わいを見せていた森岳温泉街も、過疎化の進行により空き店舗が増加してきていることから、活性化を図るため新規出店を支援する必要がある。 ②具体の事業内容 新築や空き店舗取得等による森岳温泉街への新規開業や出店に対し支援を行う。 ③事業効果 森岳温泉街が活性化することにより、交流人口拡大が図られ、また空き店舗の増加抑制にもつながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	三種町	森岳温泉街が活性化することにより、交流人口拡大が図られ、また空き店舗の増加抑制にもつながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
5 生活環境の整備	危険施設撤去	空き家解体補助事業 ①事業の必要性 町内の空き家が増加しており、特に危険な状態となっている空き家については、町民の安全を確保するために解体・撤去する必要がある。 ②具体の事業内容 所有者や自治会に対し、危険な空き家の解体・撤去・処分経費の一部を補助する。 ③事業効果 危険な空き家を解体・撤去することにより、町民の安全安心な暮らしの確保と環境の保全が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	三種町	危険な空き家を解体・撤去することにより、町民の安全安心な暮らしの確保と環境の保全が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考（事業効果が将来まで持続的に及ぶ説明）
5 生活環境の整備	危険施設撤去	旧下岩川保育園解体事業 ①事業の必要性 閉園した保育園について倒壊を未然に防ぎ、周辺の生活環境を保全する必要がある。 ②具体の事業内容 老朽化した当該施設を解体・撤去する。 ③事業の効果 老朽化した保育施設を解体・撤去することにより、周辺住民の安全安心な暮らしの確保と環境の保全が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	三種町	老朽化した保育施設を解体・撤去することにより、周辺住民の安全安心な暮らしの確保と環境の保全が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
5 生活環境の整備	危険施設撤去	旧山本支所車庫解体事業 ①事業の必要性 老朽化した車庫について倒壊を未然に防ぎ、周辺の生活環境を保全する必要がある。 ②具体の事業内容 老朽化した当該施設を解体・撤去する。 ③事業の効果 老朽化した庁舎付帯施設を解体・撤去することにより、周辺住民の安全安心な暮らしの確保と環境の保全が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	三種町	老朽化した庁舎付帯施設を解体・撤去することにより、周辺住民の安全安心な暮らしの確保と環境の保全が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考（事業効果が将来まで持続的に及ぶ説明）
5 生活環境の整備	危険施設撤去	上岩川生活改善センター解体事業 ①事業の必要性 老朽化した集会施設について倒壊を未然に防ぎ、周辺の生活環境を保全する必要がある。 ②具体的な事業内容 老朽化した当該施設を解体・撤去する。 ③事業の効果 老朽化した集会施設を解体・撤去することにより、周辺町民の安全安心な暮らしの確保と環境の保全が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資す事業である。	三種町	老朽化した集会施設を解体・撤去することにより、周辺町民の安全安心な暮らしの確保と環境の保全が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資す事業である。
5 生活環境の整備	危険施設撤去	一本木会館解体事業 ①事業の必要性 老朽化した集会施設について倒壊を未然に防ぎ、周辺の生活環境を保全する必要がある。 ②具体的な事業内容 老朽化した当該施設を解体・撤去する。 ③事業の効果 老朽化した集会施設を解体・撤去することにより、周辺町民の安全安心な暮らしの確保と環境の保全が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資す事業である。	三種町	老朽化した集会施設を解体・撤去することにより、周辺町民の安全安心な暮らしの確保と環境の保全が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資す事業である。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考（事業効果が将来まで持続的に及ぶ説明）
5 生活環境の整備	危険施設撤去	消防車庫解体事業 ①事業の必要性 老朽化した消防施設について倒壊を未然に防ぎ、周辺的生活環境を保全する必要がある。 ②具体的な事業内容 老朽化した当該施設を解体・撤去する。 ③事業の効果 老朽化した消防施設を解体・撤去することにより、周辺町民の安全安心な暮らしの確保と環境の保全が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資す事業である。	三種町	老朽化した消防施設を解体・撤去することにより、周辺町民の安全安心な暮らしの確保と環境の保全が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資す事業である。
5 生活環境の整備	危険施設撤去	八竜運動公園施設解体事業 ①事業の必要性 老朽化した構築物について倒壊を未然に防ぎ、利用者が安心して利用できる環境を保全する必要がある。 ②具体的な事業内容 老朽化した当該構築物を解体・撤去する。 ③事業の効果 老朽化した公園付帯構築物を解体・撤去することにより、公園を利用する町民の安全安心の確保と環境の保全が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	三種町	老朽化した公園付帯構築物を解体・撤去することにより、公園を利用する町民の安全安心の確保と環境の保全が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考（事業効果が将来まで持続的に及ぶ説明）
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	高齢者・障害者福祉	外出支援サービス事業 ①事業の必要性 歩行困難等により公共交通機関の利用が困難で、医療機関への通院ができない在宅の高齢者等に対し、通院の支援を行う必要がある。 ②具体の事業内容 町社会福祉協議会への委託により、リフト付きワゴン車等を利用して、医療機関までの移動の支援を実施する。 ③事業効果 医療機関への移動が困難な在宅高齢者等への通院支援により、安全に安心して暮らすことができることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	三種町	医療機関への移動が困難な在宅高齢者等への通院支援により、安全に安心して暮らすことができることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	高齢者・障害者福祉	高齢者世帯等除排雪支援事業 ①事業の必要性 過疎化の進行により、自力で除排雪を行うことができない高齢者のみ世帯等が増加していることから、除排雪の支援を行う必要がある。 ②具体の事業内容 高齢者や身体障害者のみで構成される世帯が、町シルバー人材センターに依頼して行う除排雪に係る経費を補助する。 ③事業効果 高齢者世帯等の冬期間の安全安心な暮らしが確保されることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	三種町	高齢者世帯等の冬期間の安全安心な暮らしが確保されることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考（事業効果が将来まで持続的に及ぶ説明）
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	高齢者・障害者福祉	緊急通報サービス事業 ①事業の必要性 一人暮らしの高齢者等が、在宅時に身体に異常が発生した際や緊急時に、消防署等に通報できないことがあるため、迅速に連絡を取れる体制を整備する必要がある。 ②具体の事業内容 希望する高齢者等に対し、緊急通報装置（本体機器及び無線式携帯型端末）を設置し、家中どこからでも緊急通報ができるようにする。 ③事業効果 緊急時対応を強化することで、高齢者等が安全に安心して暮らすことができることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	三種町	緊急時対応を強化することで、高齢者等が安全に安心して暮らすことができることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
8 教育の振興	その他	琴丘中学校倉庫解体事業 ①事業の必要性 琴丘中学校校舎に隣接している昭和57年建設の木造平屋建ての倉庫について、倒壊を未然に防ぐ必要がある。 ②具体の事業内容 老朽化した当該施設を解体・撤去する。 ③事業効果 老朽化により倒壊事故等のおそれがある危険な教育施設を解体・撤去することで、生徒及び関係者の安全安心が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	三種町	老朽化により倒壊事故等のおそれがある危険な教育施設を解体・撤去することで、生徒及び関係者の安全安心が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考（事業効果が将来まで持続的に及ぶ説明）
12 その他地域の持 続的発展に関し必 要な事項		若者活動支援事業 ①事業の必要性 若者の地方離れが進み、地域の活力が低下する中で、若者が活躍できる環境を創出し、地域活性化を図る必要がある。 ②具体の事業内容 若者が、自主的かつ主体的に地域活性化に取り組む活動に対し、助成を行う。 ③事業効果 町の将来を担う若者によるまちづくりを推進することで、若者の地元定着及び地域活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	三種町	町の将来を担う若者によるまちづくりを推進することで、若者の地元定着及び地域活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。